

令和6年6月

《勤務先》

《氏名》様

「小児慢性特定疾病指定医」の指定期間終了に伴う更新の手続きについて

平素より、小児慢性特定疾病の対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、貴殿における「小児慢性特定疾病指定医」の指定期間(5年)の終了日が近づいてまいりました。小児慢性特定疾病指定医の指定が失効すると、医療意見書の作成ができなくなりますので、ご留意ください。

引き続き指定を希望される場合は、指定期間の終了日前（終了月の前月までを目安）に、更新申請の手続きをお願いいたします。

なお、今回は一斉更新の時期にあたり、更新申請にともなう指定通知書の交付に時間を要するため、以下により期間に余裕をもった申請にご協力をお願いいたします。

- 〈指定期間の終了日が11月末・12月末の方〉の更新申請の推奨受付期間
令和6年7月から8月末頃までにご提出をお願いします。

記

- 指定期間の終了日について

《指定終了日》をもって指定が失効します。

- 更新申請の必要書類について

- 1 指定医指定更新申請書（県のホームページよりダウンロードできます）
- 2 「小児慢性特定疾病指定医指定通知書」(指定期間が現行)の写し（紛失時は省略可）

☆更新申請は、石川県電子申請システムを用いたオンライン申請でも受付しております。

https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=881

手続名：「小児慢性特定疾病指定医の更新申請」



※主たる勤務先が他県や金沢市にある場合で、現在石川県でも小児慢性特定疾病指定医の登録がある先生につきましては、主たる勤務先の医療機関がある自治体1か所への申請のみで構いません。

- 提出先・お問い合わせ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ
TEL:076-225-1448